

組員各位

中海協事務局

新型コロナウイルスによる送り出し各国の状況について

前略

新型コロナウイルス感染拡大の中、皆様多大なご苦勞をされていることと存じます。心よりお見舞い申し上げます。また新規実習生の来日の見通しが立たないことについて、皆様には大変ご迷惑をおかけ致しております。現在の送り出し各国及び渡航の状況について以下に情報をお知らせ致します。

草々

1. 中国の状況

現在の日本との渡航状況については相変わらず各航空会社週1～2便と限定されており航空券の入手は非常に困難な状況であり、さらにその金額は30万円程と大変高額となっております。

中国政府は7/20付で外国から入国する人全員に対し、PCR検査陰性の証明を求めるとし、中国籍には「防疫健康コード」のアプリに陰性証明書をアップロードすること、外国籍には陰性証明書をもって在外公館に「健康状況証明書」発行の申請をした上、航空便に搭乗することになります。さらに到着後2週間の隔離措置も継続される見込みです。

日本政府は入国制限緩和の第2弾として、中国やミャンマーを含むアジア10か国と交渉を開始するとの報道がありましたが、現在具体的な決定はなされていません。

2. ベトナムの状況

現在ベトナムとの渡航状況については、ベトナム政府はベトナムの航空会社に対し、7月末までは外国への運航を停止するよう指示しています。日本の航空会社は週2～3便ベトナムから日本への片道のみ運行しており、日本からベトナムへは実質渡航できない状況が続いています。しかしベトナム政府は今後日本への週1～2便程度の運航を準備しているようで、一部緩和の動きがみられるようになりました。

6月に日越両政府で入国制限緩和に向けた協議が行われ、6月下旬にはチャーター便が3回運航されましたが、その後運航された情報はありません。

7/29付で、外務省より、ベトナムへの入国には指定の医療機関でPCR検査をベトナム入国の3日から7日までに受け証明を取得することが必要との発表がありました。したがって、ベトナム人実習生の帰国便が確保できたとしても、PCR陰性証明を取得する必要があります。

また7/22の駐越日本大使館発表によると、商務目的の渡航者や技能実習生に対してビザ発給を一部再開するとのことですが、実習生は多数のビザ申請が予測されるため、現在実習生については受付を行っていないとのこと。受付開始後は対象者を限定して以下の順番で審査を行っていくとのこと。

1. 本年3月27日までに当館で査証を取得したものの、我が国による水際対策強化のために渡航できなかった方
2. 現在、当館に査証申請中の方
3. 新規に査証を申請する方

すでに在留資格の許可を受けて3号実習のために一時帰国した実習生は、7月29日から受付を開始しており、新規の来日予定者より早く渡航許可がでることになると思われます。しかし下記の通り来日後は2週間の隔離措置が必要になります。

3. ミャンマーの状況

ミャンマー政府が行っている国際線旅客便の着陸禁止措置は数度延期され、現在7月末までとされており出入国が一切できない状況です。本措置は8月以降も継続の可能性が大きいものと思われます。

一方上記中国の状況の通り日本政府はミャンマー政府と入国制限緩和に向けた交渉を開始すると報道もありますが、駐ミャンマー大使館はミャンマー人へのビザ発給は8月末まで停止すると発表しており、制限緩和は早くても9月以降と思われ、さらに緩和はごく一部に限られるものと予測されます。

4. インドネシアの状況

インドネシアでは10万人以上が感染しており以前感染拡大が続いています。日本・インドネシア両政府とも、両国の入国制限措置緩和に向けた動きは見られず、状況からすると当分の間は渡航ができない状態が続くものと思われます。

5. 日本政府の措置

- ①日本政府は入国制限緩和第1弾として、入国者数を制限した上、ベトナム、タイ、オーストラリア、ニュージーランドからの商務目的等の渡航者への制限緩和に向けて進めているところです(現時点では開始されていません)。情報によると日本の感染が再拡大している状況を相手国が憂慮しているようです。
- ②上記の通り中国やミャンマーを含むアジア10か国と入国制限緩和に向けた協議を開始したようです。具体的な発表はありませんが、ベトナムのようにごく一部に限定されたうえで緩和していくものと思われます。
- ③日本政府は入国制限緩和により来日した外国人に対し、以下の措置を義務付けています。

<日本入国前>

①14日間の健康モニタリング

日本入国前14日間は毎日検温し、発熱(37.5℃以上)や呼吸器症状、倦怠感など新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には渡航を中止。結果の事前提出は不要も入国時に提出する質問票に健康状況として反映すること。

②PCR検査証明

出国(※)前72時間以内に「検査証明」を取得。

※：搭乗予定航空便の出発時刻

③民間医療保険への加入

入国時まで、民間医療保険に加入していることようにしてください。なお、入国時点で日本の公的保険制度(健康保険や国民健康保険)に加入している場合は、この限りではない。

<来日後>

④空港でのPCR検査

日本の空港において、全員にPCR検査が実施され、自宅等(※2)、空港内のスペース又は検疫所長が指定した施設等で結果が判明するまで待機。結果判明まで1日~2日程度待機。検査結果が陽性の場合、医療機関への入院又は宿泊施設等での療養。

※2：自宅等で結果を待つ場合、症状がないこと、公共交通機関を使用せず移動することが条件。

⑤質問票の提出

入国便の機内で全乗客に配布される質問票に記入し、空港の検疫所に提出。

⑥誓約書の提出

誓約書を空港の検疫に提出。

⑦接触確認アプリの導入

空港の検疫及び入国審査の際に確認を行いますので、入国時までには以下のアプリケーションを導入・設定。

(ア) 厚生労働省が指定する接触確認アプリ

入国後 14 日間、同アプリの機能を利用してください。（アプリ利用方法）

(イ) LINE アプリ

下記⑩参照

(ウ) 地図アプリ（位置情報を保存可能なもの）

下記⑪参照

⑧14 日間の公共交通機関不使用

自宅等への移動は、公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を使用しないことが条件。自家用車・受入企業・団体所有車両・レンタカー・ハイヤーのみ。受け入れ先企業等による送迎、自身で車を手配するなど、事前に移動手段を確保。

⑨14 日間の自宅等待機

入国後 14 日間は、自宅やご自身又は受け入れ企業等が確保した宿泊施設等で不要不急の外出を避け待機。

⑩14 日間の健康フォローアップ

企業・団体の受入れ責任者に、入国後 14 日間毎日、健康状態を報告。報告を受けた責任者は、あらかじめ設定を行った LINE アプリを通じて、対象者の健康状態を報告。

⑪14 日間の位置情報の保存

地図アプリ等を利用し、入国後 14 日間の位置情報を保存。

6. 今後の新規実習生及び3号実習のための一時帰国者の来日について

上記の各国及び日本政府の措置により、今後の実習生来日については以下のことが予測されます。

- ①ベトナム人実習生で、実習3号に資格変更した上で一時帰国している3号実習生は早ければ8月以降来日できる可能性が出てきました。しかし来日するための航空便が少なく、航空券の金額が高額となることが予測されます。さらに来日後2週間の隔離が必要となり、公共交通機関を利用した移動をすることができません。本来であれば来日後すぐ仕事を開始できるはずですが、上記の措置により再来日した実習生は寮での待機もしくは当組合等での隔離が必要となり、大変恐縮でございますが受入れ企業様へ追加のご負担をお願いする場合も出てくる可能性があります。
- ②1号新規来日のベトナム人実習生は、まだいつ頃来日できるかの見通しは立ちません。しかしすでにビザは発給されていた当初3月来日予定者から順にビザは発給されるものと思われます。また上記①と同様来日する際の航空券が高額となる可能性があります。
- ③中国、ミャンマー実習生については今後の政府の緩和措置次第で見通しが立ってきますが、今後数か月は来日ができない状態が続くものと思われます。さらにインドネシア人実習生についてしばらくは入国禁止措置は継続していくものと思われます。
- ④帰国困難となり実習を継続している実習生についても、帰国が可能となっても帰国便が限られていることから航空券は高額となることが予測されます。

以上、現時点の状況をご報告申し上げます。何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

今後も新たな情報が入り次第、組合員の皆様に随時発信して参ります。

以上